

社会保険 いばらき

5

算定基礎届事務講習会を開催します

2013 May
NO.418

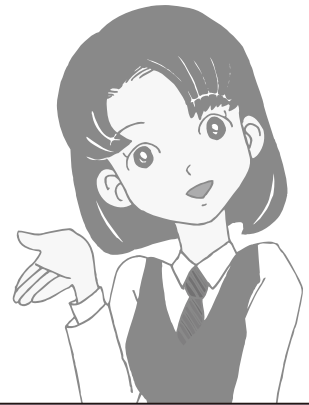
- 算定基礎届の提出準備はお早めに
- 被扶養者資格の再確認にご協力を
- 契約保養施設のご案内



「笠間稲荷の藤」(撮影・笠間市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

会を開催します



は存じますが万障繰り合わせのうえ、担当者のご出席について
初旬に郵送いたします。

各年金事務所の講習会日程は次のとおりです。

事務所名	日 時	会 場	出席対象事業所
水 戸 北	6月19日(水) 14:00～16:00	常陸大宮市文化センター (ロゼホール) 大ホール 常陸大宮市中富町3135-6	常陸太田市、常陸大宮市 大子町
	6月20日(木) 13:30～15:30	茨城県立県民文化センター 大ホール ※ 水戸市千波町東久保697	水戸市 (水戸北年金事務所管轄)
	6月21日(金) 14:30～16:30	ひたちなか市文化会館 大ホール ひたちなか市青葉町1-1	ひたちなか市、那珂市 東海村
	※茨城県立県民文化センターにお車で越しの場合、駐車場が有料となります。ご了承下さい。		
水 戸 南	6月18日(火) 10:00～12:00	鹿嶋勤労文化会館 大ホール 鹿嶋市宮中325-1	鹿嶋市、神栖市 潮来市
	6月18日(火) 13:30～15:30		
	6月20日(木) 10:00～12:00	茨城県立県民文化センター 大ホール ※ 水戸市千波町東久保697	水戸市 (水戸南年金事務所管轄)
	6月20日(木) 13:30～15:30		笠間市、東茨城郡
	6月25日(火) 13:30～15:30	行方市文化会館 大ホール 行方市山田2175	行方市、小美玉市 鉾田市
	※茨城県立県民文化センターにお車で越しの場合、駐車場が有料となります。ご了承下さい。		
土 浦	6月11日(火) 10:00～12:00	土浦市民会館 土浦市東真鍋町2-6	土浦市、石岡市 かすみがうら市
	6月11日(火) 14:00～16:00		つくば市、阿見町、美浦村
	6月12日(水) 14:00～16:00	龍ヶ崎市文化会館 大ホール 龍ヶ崎市馴馬町2612	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市 河内町、利根町
	6月14日(金) 14:00～16:00	守谷市中央公民館 守谷市百合ヶ丘2-2540-1	取手市、守谷市 つくばみらい市

算定基礎届事務講習

今年の算定基礎届事務講習会は、各年金事務所単独での開催となります。

講習会では、算定基礎届の説明の他に、各種業務の内容についても説明を予定しております。ご多忙中とご配慮をお願いいたします。算定基礎届の用紙は、日本年金機構茨城事務センターから各事業所あて6月

※ 社会保険労務士に委託されている事業所は、社会保険労務士にお渡しいたします。

事務所名	日 時	会 場	出席対象事業所
下 館	6月11日 (火) 10:00～12:00	古河市生涯学習センター 総和とねミドリ館 多目的ホール 古河市前林1953-1	古河市 (古い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、そ、つ、ね、な、ら、む、う、の、く、や、ま、け、ふ、こ、て、あ)
	6月11日 (火) 14:00～16:00		古河市 (古さ、き、ゆ、め、み、し、ゑ、ひ、も、せ、す、及び健保組合事業所)、猿島郡
	6月12日 (水) 10:00～12:00	県西生涯学習センター 多目的ホール 筑西市野殿1371	筑西市
	6月12日 (水) 14:00～16:00		下妻市、桜川市
	6月13日 (木) 14:00～16:00	坂東市総合文化ホール 「ベルフォーレ」 ホール 坂東市岩井5082	坂東市、常総市
	6月14日 (金) 14:00～16:00	結城市民文化センター 「アクロス」 小ホール 結城市中央町2-2	結城市、結城郡
日 立	6月12日 (水) 13:30～15:30	日立シビックセンター 音楽ホール ※ 日立市幸町1-21-1	日立市 (日、い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た)
	6月13日 (木) 10:00～12:00		日立市 (日、れ、そ、つ、ね、な、ら、む、う、の、く、や、ま、け、ふ、こ、て、あ、さ)、高萩市
	6月13日 (木) 13:30～15:30		日立市 (日、き、ゆ、め、み、し、ゑ、ひ、も、せ、す、及び健保組合事業所)、高萩市
	6月18日 (火) 10:00～12:00	高萩市文化会館 高萩市高萩6番地	高萩市、北茨城市 (北茨、い、ろ、は、に、ほ、へ、と)
	6月18日 (火) 13:30～15:30		高萩市 北茨城市 (上記以外)
	※日立シビックセンターにお車でお越しの場合、駐車場が有料となります。ご了承下さい。		

詳しくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

提出月は
7月です

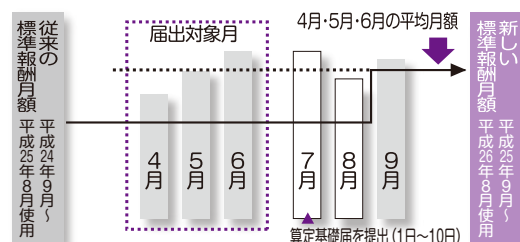
算定基礎届の 提出準備はお早めに!

日本年金機構茨城事務センターから、配布される算定基礎届には、被保険者の氏名、被保険者証の番号、従前の標準報酬月額等がプリントされています。全被保険者を対象としており、確認・点検事項も多いので、算定基礎届のための準備はお早めをお願いします。



1 算定基礎届とは

- 被保険者の実際の報酬と、標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額を決めなおします。これを『定時決定』といいます。
- 『定時決定』は、事業主の皆さまから、全被保険者の4月・5月・6月に支払った報酬を記入した『算定基礎届』を提出いただき、これに基づいて決定されます。



※報酬の大幅な変動、または育児休業等終了によって7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額が随時改定される人は、定時決定の対象外です。

2 報酬の確認

- 報酬月額は、基本的には次のように確認します。
- 食事(給食・食券等)、住居(社宅・寮)等を現物で支給している場合は、現物給与として換算した金額を計上します。

① 支払基礎日数が17日未満の月は計算の対象から除く。

② 月々支給されるもので、現物は都道府県ごとの価額などにより換算し、各月の報酬月額を計算する。なお、4月~6月に年3回以下の賞与があれば、計算から除く。

③ 対象月(支払基礎日数が17日以上)の報酬総額を対象月数で割る。

3 届出の対象者

- 7月1日現在で在職しているすべての社会保険加入者です。ただし、6月1日以降に社会保険資格取得となった人は、「資格取得時決定」で翌年8月までの標準報酬月額が決まっているため、算定基礎届の対象から除かれます。

	4月	5月	6月	7月	
算定基礎届の対象となる人	5月31日以前に資格取得 → 7月1日に在職中				●5月31日までに資格取得した人で、7月1日現在在職中の人
	(資格喪失予定者) → 資格喪失				●7月1日以降に退職して、7月2日以降に資格喪失年月日になる人
	休職・病休など				●休職中・欠勤中・海外出張中でも被保険者資格がある人
算定基礎届の対象とならない人	← 資格取得				●6月1日以降に資格取得した人
	資格喪失 →				●6月30日までに退職した人(資格喪失年月日が7月1日以前)

届出方法にご注意ください

算定基礎届の届出方法は①「年金事務所が指定する場所へ賃金台帳等を持参したうえでの審査による届出」と②「茨城事務センターへの郵送による届出」の届出方法に分かれます。事業所の所在地ごとに年金事務所が選別し、6月初旬に送付予定の「算定基礎届」の封筒に、①または②による届出方法のご案内が同封されますので、その方法に基づいた届出をお願いいたします。

算定基礎届事務講習会が開催されます

算定基礎届事務講習会が、6月に各年金事務所主催で開催されます。日時・会場等のご案内については5月に送付される「納入告知書」封筒に同封されます。

平成25年度の標準報酬月額を決定する算定基礎届を作成するうえで大切な講習会ですので、確認のうえ、事務担当者のご出席についてご配慮をお願いいたします。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

5月末から行う「被扶養者資格の再確認」にご協力をお願いします

5月末から、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を行います。保険料負担の軽減につながる大変重要な業務ですので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1. 被扶養者資格の再確認について

再確認の対象となる被扶養者がいらっしゃる事業所様には、5月末から再確認に必要なリスト等を送付いたします。(社会保険労務士に委託している場合、そちらに直接届く場合があります。)

リストをご確認いただき、**就職や一定収入を超えた場合など**、被扶養者から解除すべき方がいる場合は、同封する「被扶養者調書兼異動届」に必要な事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に**※協会けんぽへ提出**をお願いいたします。(提出期限 平成25年7月末)

※ただし、国民健康保険等へ加入する場合は、早期に処理をする必要があるため、通常の手続きと同様に「**被扶養者異動届**」を直接年金事務所へご提出ください。

再確認の対象となる方

被扶養者資格の再確認の対象となる方は、**次の方を除く、全ての被扶養者です。**

- ①平成25年4月1日時点で18歳未満の被扶養者
- ②平成25年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

2. 被扶養者資格の再確認により、保険料率が軽減される仕組み

右のグラフのように、支出の**38%**を「**高齢者医療への拠出金等**」として拠出しており、協会けんぽにとって非常に重い負担となっています。

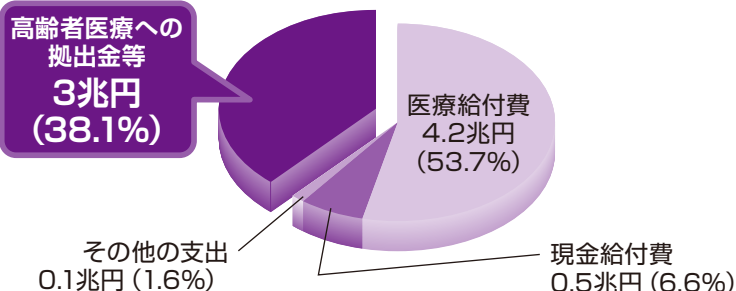
また、これらの拠出金は、原則、各健康保険の加入者(被保険者及び被扶養者)の人数で決まります。

つまり!

被扶養者の資格を再確認して拠出金算定の基礎となる加入者数を正すことが、支出のムダを減らし、保険料率の抑制につながります。

【平成23年度協会けんぽの支出】

合計 7兆7,992億円



3. 平成24年度に実施した際の効果

協会けんぽ全体で約9万人が扶養から解除され、高齢者医療への拠出金等として**約35億円が削減されました**。再確認へのご協力、誠にありがとうございました。

解除となった主な理由のうち**9割以上**が、『被扶養者が就職したが、扶養異動届を提出していなかった。』というものでした。

皆さまからお預かりした健康保険料を大切に利用するため、ご協力をお願い致します。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1582 (業務グループ)

契約保養施設のご案内

茨城県社会保険協会では下記施設と年間契約を結び、会員事業所さまの被保険者及び被扶養者を対象に宿泊される皆さまの宿泊料補助を行っております。

被保険者及び家族の保養・健康増進に是非ご利用ください。

施設名	所在地	電話番号	補助額
久慈サンピア日立	〒319-1223 日立市みなと町6-1	0294-53-8000	1人一泊二食付き 1,000円
袋田温泉 「思い出浪漫館」	〒319-3523 久慈郡太子町袋田978	0295-72-3111	1人一泊二食付き 1,000円
大洗海岸 「大洗ホテル」	〒311-1301 東茨城郡大洗町磯浜町6881	029-267-2151	1人一泊二食付き 1,000円
ヘルシーパル赤城	〒379-1104 群馬県渋川市赤城町敷島44	0279-56-3030	1人一泊二食付き 2,000円
磐梯 西村屋	〒969-2752 福島県耶麻郡猪苗代町中ノ沢温泉	0242-64-3311	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「鳴子やすらぎ荘」	〒989-6832 宮城県大崎市鳴子温泉字星沼18-2	0229-87-2121	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「サンポートみさき」	〒238-0243 神奈川県三浦市三崎5-3806	046-882-2900	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「箱根嶺南荘」	〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台442-1	0460-82-2898	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「やいずマリンパレス」	〒425-0022 静岡県焼津市本町1-6-3	054-629-1011	1人一泊二食付き 2,000円
利用資格	一般財団法人茨城県社会保険協会の事業に賛同し会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者		
その他	各施設 1人二泊まで（年度内） ※予定人員に達し次第、締め切ります。 施設利用料金等につきましては、各施設にお問い合わせ下さい。 ご利用日をキャンセルする場合は、キャンセル料の発生時期が各施設により異なりますのでご確認ください。		

利用補助 お申し込み方法

施設へ
宿泊の予約

協会へ施設
利用承認申請
書の提出

協会より
承認書が
届く

チェックイン
時に承認書
の提出

※ 保養施設利用承認申請書は、茨城県社会保険協会 HP の契約保養施設よりダウンロードできます。

★利用補助のお申し込み・お問い合わせ★

〒310-0021 水戸市南町三丁目4番12号 常陽海上ビル8階

一般財団法人茨城県社会保険協会 TEL 029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>